

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成23年8月23日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成23年7月1日	伏見区	久我森の宮町	2	—	—	平成23年7月1日
平成23年7月2日	下京区	立売中之町	—	2	—	平成23年7月2日
平成23年7月4日	南区	吉祥院西浦町	3	—	—	平成23年7月4日
平成23年7月5日	北区	小山花ノ木町	1	—	—	平成23年7月5日
		紫野下門前町	1	—	—	
		紫竹西南町	1	—	—	
平成23年7月6日	西京区	川島六ノ坪町	1	—	—	平成23年7月6日
		大枝北福西町	2	—	—	
	伏見区	桃山町立売	3	—	—	
		桃山町和泉	13	—	—	
		桃山町正宗	4	—	—	
		京町六丁目	2	—	—	
		魚屋町	1	—	—	
三栖町	16	—	—			
平成23年7月7日	右京区	西院安塚町	1	—	—	平成23年7月7日
		梅津東構口町	15	—	—	
		梅津上田町	2	—	—	
		梅津北町	6	—	—	
		西京極葛野町	1	—	—	
	西京区	嵐山西一川町	1	—	—	
平成23年7月8日	伏見区	深草今在家町	1	—	—	平成23年7月8日

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成23年7月8日	伏見区	深草越後屋敷町	16	—	—	平成23年7月8日
		竹田醍醐田町	2	—	—	
平成23年7月12日	山科区	北花山横田町	1	—	—	平成23年7月12日
		北花山市田町	4	—	—	
		御陵四丁野町	3	—	—	
		御陵中内町	2	—	—	
	右京区	西院東中水町	1	—	—	
		西京極前田町	4	—	—	
	西京区	大原野南春日町	3	—	—	
		大枝東長町	3	—	—	
		御陵御茶屋山	2	—	—	
		上桂森下町	2	—	—	
上桂三ノ宮町	2	—	—			
平成23年7月13日	西京区	下津林芝ノ宮町	40	—	—	平成23年7月13日
		山田平尾町	5	—	—	
		檜原蛸田町	1	—	—	
		檜原石畑町	1	—	—	
		大枝北福西町	1	—	—	
		大枝東長町	14	—	—	
		牛ヶ瀬新田泓町	13	—	—	
		上桂三ノ宮町	2	—	—	
平成23年7月15日	上京区	古木町	4	—	—	平成23年7月15日
		大心院町	2	—	—	
	中京区	西ノ京上合町	2	—	—	
平成23年7月19日	中京区	上巴町	—	—	1	平成23年7月19日
	右京区	太秦下刑部町	—	—	4	
	西京区	桂南巽町	—	—	1	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成23年7月20日	中京区	壬生坊城町	1	—	—	平成23年7月20日
		西ノ京島ノ内町	2	—	—	
		西ノ京勸学院町	2	—	—	
	右京区	山ノ内池尻町	12	—	—	
		龍安寺塔ノ下町	2	—	—	
	西京区	御陵谷町	3	—	—	
平成23年7月22日	南区	吉祥院三ノ宮西町	1	—	—	平成23年7月22日
	右京区	西京極橋詰町	12	—	—	
平成23年7月27日	伏見区	下鳥羽南円面田町	1	—	—	平成23年7月27日
		中島前山町	2	—	—	
平成23年7月29日	上京区	北小路室町	1	—	—	平成23年7月29日
	中京区	西ノ京藤ノ木町	4	—	—	
	右京区	花園寺ノ内町	—	—	1	
		太秦安井奥畑町	—	—	1	
		山ノ内西八反田町	1	—	—	
		嵯峨野嵯峨ノ段町	6	—	—	
		梅津北町	1	—	—	
		太秦開日町	5	—	—	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4 2 番地

3 連絡先

京都市都市計画局都市景観部市街地景観課

(都市計画局都市景観部市街地景観課)